平成２５年（フ）第１２９号
千葉県山武郡九十九里町藤下948番地
債務者　田中　照子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号
岐阜県海津市海津町高須町133番地
債務者　豊田　陸子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第８３８号
札幌市東区北20条東16丁目４番28号　シャトーミヤワキ105号
債務者　保科　知子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２７６号
福岡県筑紫野市針摺東３丁目８番１―914号、申立時の住所北海道石狩市八幡４丁目166番地11
債務者　今村　昭弘
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２７７号
福岡県筑紫野市針摺東３丁目８番１―914号、申立時の住所北海道石狩市八幡４丁目166番地11
債務者　今村　美幸
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３３２号
北海道石狩市花川南６条２丁目260番地コーポ６条102号
債務者　廣田　雅己
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３７１号
札幌市東区北37条東２丁目１番５号　プラザＴ＆Ｎ103号
債務者　高松　清次
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５１２号
札幌市白石区菊水７条３丁目６番17号　フレスノパーク菊水402号
債務者　相原由加理
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５３２号
札幌市北区新川西２条６丁目２番７号
債務者　山田　富雄
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５３３号
札幌市北区新川西２条６丁目２番７号
債務者　山田三枝子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５８３号
札幌市手稲区稲穂２条３丁目６番10―105号
債務者　佐藤　正人
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５９０号
札幌市東区北15条東16丁目１番５―1005号
債務者　小林　則子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５９６号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番４―208号
債務者　高木　勝男（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９２号
相模原市中央区矢部３丁目22番７号　アーバンレジデンス302号
債務者　田中千恵子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３０３号
相模原市南区相模台４丁目６番21号　クレセントハウスＢ―202
債務者　寺門　　宏
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６６４号
大阪府富田林市廿山２丁目11番37―608号
債務者　松**薗**　康之
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８４６号
堺市南区宮山台２丁１番８―204号
債務者　井上　由美
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係